

## 欧州委員会、「知的財産権のための単一市場」に関する包括的施策を公表

2011年5月25日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、5月24日、「知的財産権のための単一市場—欧州における経済成長、高品質な雇用及び最高品質の製品及びサービスを提供するための創造性向上とイノベーション促進のために」と題するコミュニケーション（暫定版）を公表した。

本コミュニケーションは、欧州の知的財産権システムは、近年のインターネット技術の発展により時代遅れとなったため近代化の必要があるとの認識の下、現在欧州に欠けているのは「知的財産権のための単一市場」であるとし、欧州における経済成長、創造性向上及びイノベーション促進のために必要とされる知的財産関連の包括的施策及びその作業工程（一覧は別紙参照）を示したもの。なお、本コミュニケーションについては、4月17日に欧州委員会が公表した「単一市場政策へ向けた12の最終提案」の知財章においても言及されていた。

主な施策とその概要は以下の通り。

### A. 欧州における特許制度改革（3.1）

#### (1) 統一特許による保護制度（3.1.1）

強化された協力の枠組みの下、（イタリア、スペインを除く）25か国において統一的效果を有する特許制度の創設が必要。規則案については、欧州委員会は、2011年4月13日、このための2つの規則案（「統一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する欧州議会及び理事会規則の提案」及び「統一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する理事会規則の提案」）を提出済（別紙・項目1）。今後、欧州議会及び参加国による承認・採用が早急に求められる。また、機械翻訳の開発は翻訳コストの低減とあらゆる規模の企業が特許の保護を求めることを可能にする上で重要。この点で、欧州委員会は2010年に欧州特許庁（EPO）で開始された特許文書の機械翻訳プログラムを歓迎・促進。

#### (2) 統一特許訴訟システム創設（3.1.2）

統一特許による保護には、ユーザーニーズに応える適切な管轄整備が伴わなければならない。このため、参加国全領域における当該特許権の行使や無効手続きを可能とするとともに、高品質な裁判と法的安定性を有する統一特許訴訟システムが必要。欧州及び欧州連合特許裁判所（EEUPC）に関する合意案のEU法との適合性についての最近の欧州連合司法裁判所（CJEU）の判断を踏まえつつ、現在作業を進めているところ。

## B. 商標システムの現代化 (3.2)

欧州委員会は、2009年から開始された欧州の商標システムの総合的機能の包括的評価に基づき、インターネット時代に適合するよう、共同体商標規則及び商標指令の改正案を2011年第3四半期に提出する（項目3）。この目的は、(1)登録手続きの簡素化及び迅速化、(2)商標の構成要件についての再定義等による法的安定性の向上、(3)特にEU税関全領域における製品の様々な状況における商標権の範囲の明確化、(4)手続き実務の調和と各種共通ツールの開発を目的とした欧州共同体商標意匠庁（OHIM）と各国商標庁との協力強化のための枠組みの提供、(5)欧州での登録拒絶理由の法的根拠を一層整合させることにより、指令と規則をより一貫性のあるものとする、(6)地理的表示に関する規則に対する指令及び規則下の登録拒絶理由及び共存の根拠を整合させることにある。

## C. 非農産品の地理的表示 (3.4.2)

地理的表示は製品の品質と地理的起源との関連性を保障するためのツールであるところ、非農産品を保護するための法制度が加盟国により異なり、かつ地理的表示を特別な知的財産権とする国は3分の1にすぎない。このような非農産品保護のための法的枠組みの分断状態が域内市場に負の影響を与える可能性がある。

欧州委員会は、まもなく非農産品及び非食品の地理的表示保護に関する実現可能性調査を開始し、加盟国における既存の法的枠組みや利害関係者のニーズ及び保護による経済への影響などについて分析・評価を行う。欧州委員会はこの結果に基づき、次に進むべき方向性を決定する。（2012年後半（項目14））

## D. 知的財産権侵害への対応強化 (3.5)

### (1) 税関における知的財産権エンフォースメントに関する規則 (3.5)

2010年にパブリック・コンサルテーションとともに実施されたEU税関規則の見直しの結果、税関審査の範囲拡張や、適法な業者の利益を保護するためのいくつかの手続きの明確化のため、同規則は改正が必要であるとされた。（2011年5月（項目16））

### (2) 欧州模倣品・海賊版監視部門の構造適正化 (3.5.2)

欧州模倣品・海賊版監視部門は、時代変化に対応するため現在の任務を拡大する必要があるところ、専門性やリソース等の点からより持続可能な組織という観点からOHIMへ委託し、当該任務の範囲において全ての知的財産権を担当するよう委任されるべき。（2011年5月（項目12））

### (3) 知的財産権エンフォースメント指令の見直し (3.5.3)

デジタル環境に適合した知的財産権の行使に課題が存在することから、欧州委員会は、知的財産権エンフォースメント指令2004/48/ECの見直しを2012年春に行う。（項目15）

また、インターネット上での模倣品販売に関する知的財産権侵害に関し、5月4日、利害関係者間の合意文書（MoU）が締結されたところ、この合意に基づき、欧州委員会は

インターネット上での模倣品販売の減少に向け引き続き努力する。（合意済み、2012年中頃に評価及び再検討（項目17））

— 欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 —

[Commission sets out "blueprint" for Intellectual Property Rights to boost creativity and innovation](#)

— コミュニケーションの本文（暫定版）は、以下参照 —

[A Single Market for Intellectual Property Rights Boosting creativity and innovation to provide economic growth, high quality jobs and first class products and services in Europe \(PDF\)](#)

— 本施策に関連する過去の欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、単一市場政策へ向けた12の最終提案を公表\(2011年4月17日\)\(PDF\)](#)

[欧州委員会、統一特許制度の創設に関する2つの規則案を公表\(2011年4月17日\)\(PDF\)](#)

[欧州連合司法裁判所、欧州および共同体特許裁判所のEU条約適合性について判示\(2011年3月9日\)\(PDF\)](#)

[欧州委員会、欧州の商標システムの全般的機能に関する報告書を公表\(2011年3月9日\)\(PDF\)](#)

[インターネット上での模倣品販売対策に関し、サービス提供者と権利者が合意\(2011年5月11日\)\(PDF\)](#)

(以上)

項目		内容	時期
1	統一特許による保護	統一特許及び翻訳言語の取決めに関する2つの規則案の欧州議会及びEU理事会への提出	2011年4月13日, 欧州委より規則案を提出済
2	知的財産権の価値向上手段	進行中の実現可能性調査に基づく包括的分析と欧州理事会への報告	2011年末までに報告書提出
3	共同体商標規則及び商標指令の改正	EUの商標システムをより効果的, 効率的かつ一貫したものとするを意図した提案	2011年後半
4	孤児著作物	孤児著作物の特定の許諾使用に関する指令案	2011年前半
5	多地域にわたる統合的著作権管理	欧州において著作権管理のための安定的な枠組みを創出することを目的とした, オンラインの著作権ライセンスのための法的手法に関する提案	2011年後半
6	視聴覚作品	視聴覚作品のオンラインによる流通に関わる諸問題についてのパブリック・コンサルテーション (グリーン・ペーパー)	2011年後半
7	著作権分野における更なる措置	利害関係者へのコンサルテーションに関する報告, EUC市民, オンラインコンテンツ・サービスプロバイダー及び権利者がデジタル域内市場の潜在的可能性を最大限に享受できるよう, 更なる措置の必要性について評価	2012年
8	私的コピーへの課金	私的コピーに関する利害関係者の合意を視野に入れた高位の調停者の指名	2011年後半
9	ユーザー作成によるコンテンツ	利害関係者へのコンサルテーション	2012年後半
10	欧州著作権法	評価・利害関係者との議論及び報告	2012年以降
11	著作権指令 (2001/29/EC)の見直し	指令2001/29/EC第12条に基づき, 同指令の適用状況に関する報告書	2012年

12	欧州模倣品・海賊版監視部門	欧州模倣品・海賊版監視部門として公的・私的セクターを召集することを含む知的財産権保護に関する特定の任務をOHIMへ委託する規則の提案	2011年5月
13	知的財産権を補完する権利	トレード・シークレットの侵害や寄生的模倣のような競合する法律の境界における行為による経済的・社会的影響を評価するための研究	2012年末
14	非農産品の地理的表示	加盟国における既存の法的枠組みや利害関係者のニーズ及び保護による経済への影響などについて分析・評価を含む、EU全域における非農産品及び非食品の地理的表示保護に関する実現可能性調査	2012年後半
15	知的財産エンフォースメント指令の見直し	インターネット上の知的財産侵害に対し、より効率的に対抗が可能な枠組みを創設することを目的とした指令の見直し	2012年前半
16	知的財産権侵害の疑いがある製品に対する税関措置に関する規則	知的財産権に対する措置を強化するための新税関規則提案、効果的措置のための環境創出及び手続きの効率化	2011年5月
17	知的財産権侵害を対象とする利害関係者の自発的措置	インターネットにおける模倣品販売に関する利害関係者間の合意文書（MoU）及びフォローアップ	2011年5月4日に合意済み、2012年中頃に評価及び再検討
18	COPISデータベース	企業の税関措置申請の効率的管理及び税関留置に関する統計の作成のためのデータベースの開発	2012年前半
19	第三国における知的財産権の保護と行使のための戦略2004の見直し	近年のニーズや発展に適合させ、第三国における税関での高水準の知的財産権の行使を確保するための戦略の再評価	2011年末